

# 電力及びガスの小売全面自由化について

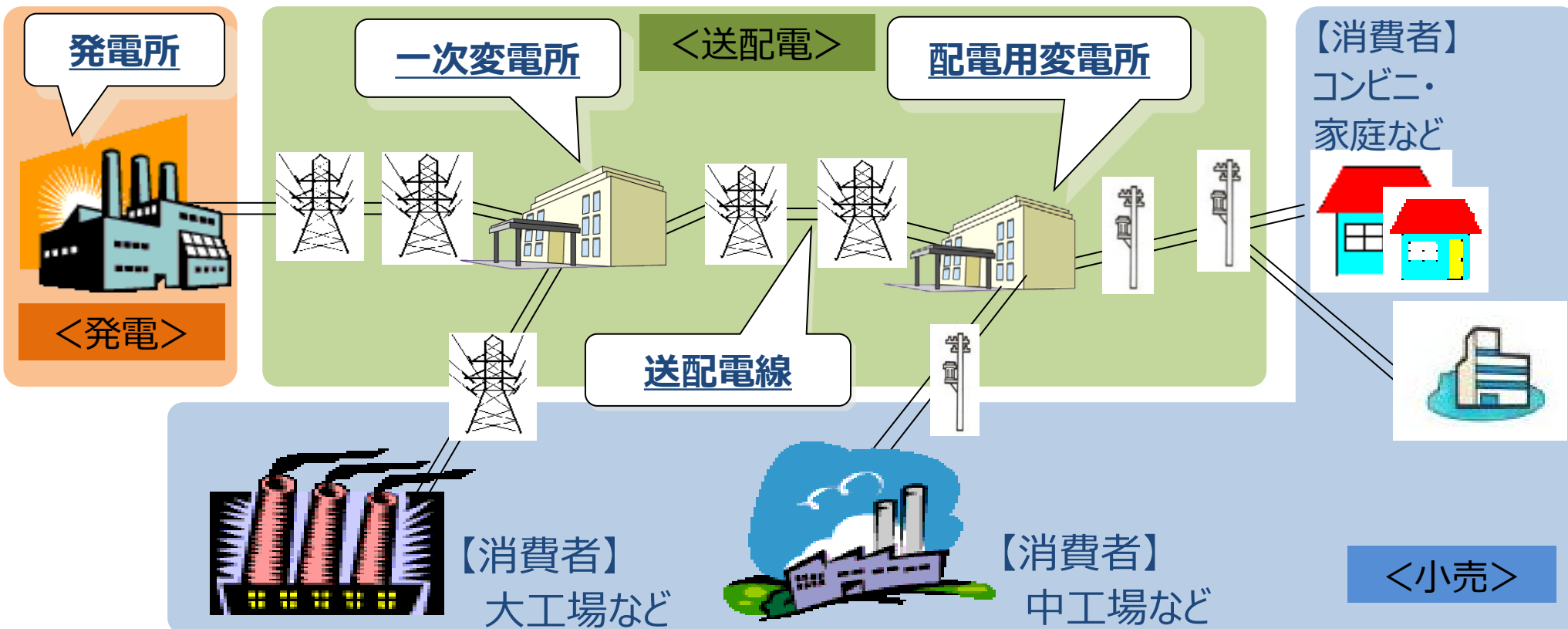
平成29年3月  
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

# 日本の電力供給の仕組み

- 電力は、発電所 → 送電線 → 変電所 → 配電線 の経路をたどり、各消費者まで供給されます。
- 電力供給システムは、発電部門（発電所）、送配電部門（発電所から消費者まで）、小売部門（消費者とのやりとり）の大きく3つの部門に分類されます。
- 平成28年4月の小売全面自由化により、小売部門への参入が全面的に自由化されました。

※発電部門は既に原則参入自由、安定供給を担う送配電部門は政府が許可した企業以外は参入不可。

※一般送配電事業者が管理・運営する送配電線を借りて（託送）、小売電気事業者は電気を消費者に届けます。



# 家庭でも電気の購入先が自由に選べるようになります

- 従来、各家庭は地域の電力会社（関東地方であれば東京電力）から電気を購入。
- 平成28年4月1日からは、一般家庭向けの電力の小売販売への新規参入が可能になり、全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択可能。  
※ 企業など大口消費者向けの電気の販売は、これまでも自由に選択可能。
- 一方、消費者保護のため、少なくとも平成32年3月末までは、小売自由化前と同じ電力会社・料金メニュー（＝経過措置メニュー（規制料金））で電気を購入可能。
- 新規参入者が電気を販売するには、政府に申請をし、登録を受けることが必要。

## 家庭向け電力販売への参入を行っている事業者



石油元売会社



再生可能エネルギー発電会社



旅行代理店



通信会社



都市ガス会社・LPガス販売会社



不動産管理会社

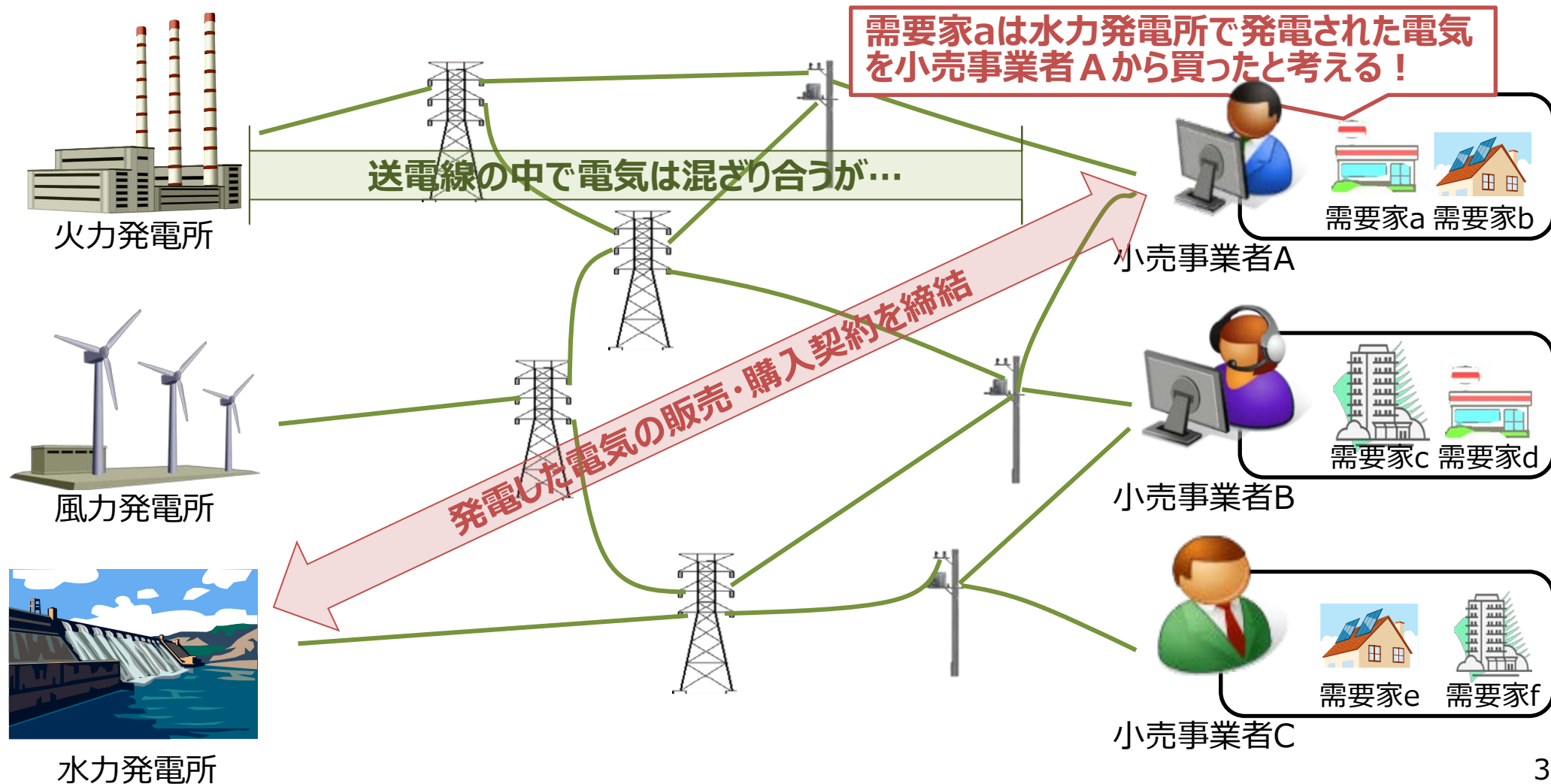


鉄道会社

etc.

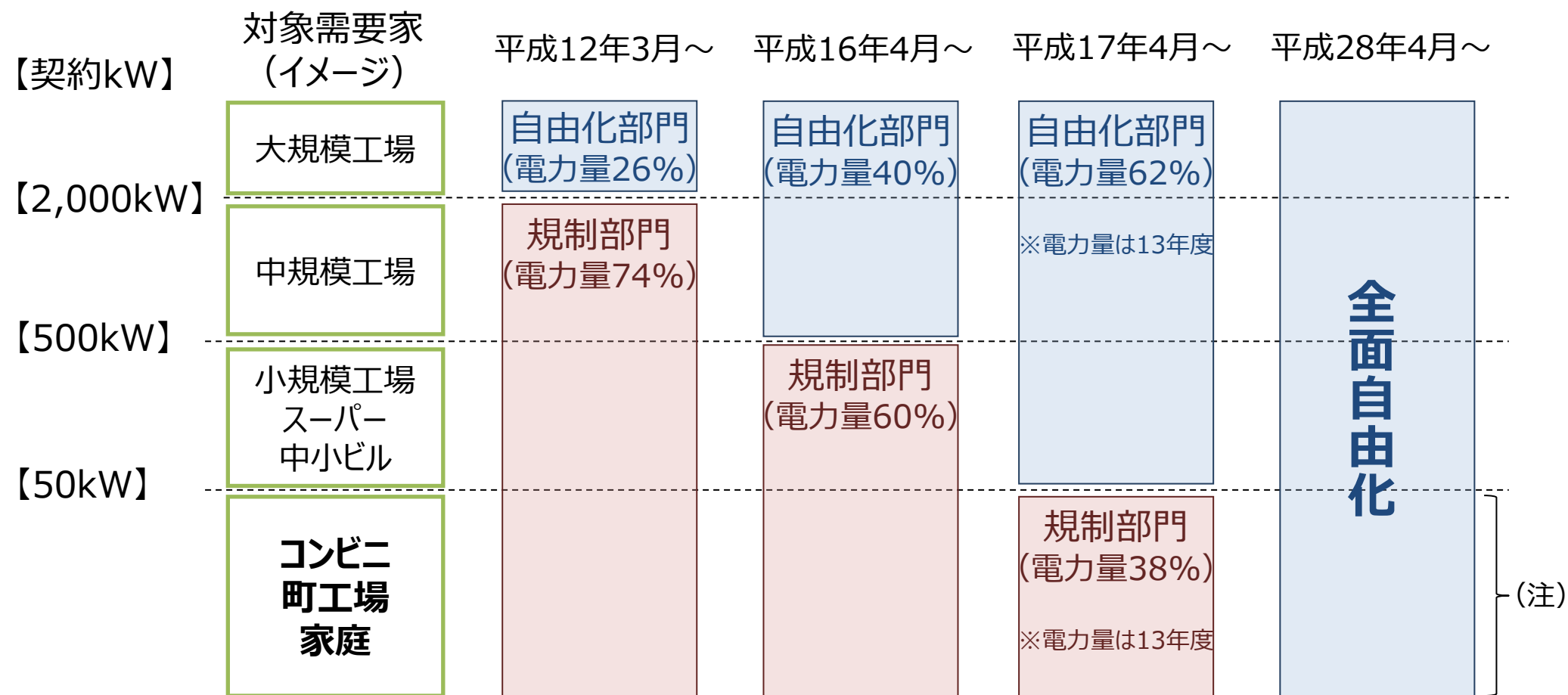
# 電源特性をセールスポイントにしたメニューの設定も可能です

- 小売事業者は、発電所から電気を買って、需要家に（同じ量の）電気を買っている。
- 各地の発電所で発電した電気は送電線の中で混ざり合うが、小売事業者が買った電気がそのまま需要家に供給されていると考える。



# 我が国ではこれまで段階的に自由化を進めてきました

- 平成12年以降、電力小売について段階的に自由化（新規参入）を実施。
- 平成28年4月からは、一般家庭・コンビニ等向けへの新規参入が可能。一般家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択可能。

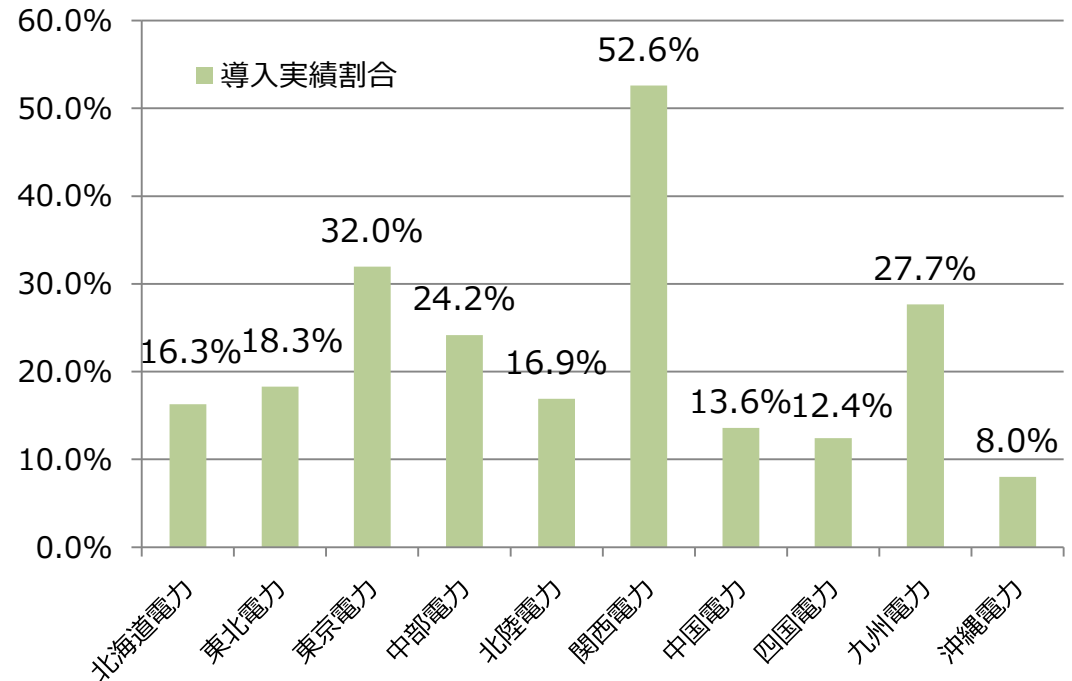


(注) 需要家保護のため、経過措置として料金規制を残す。(需要家は、当面、規制料金も選択できる。)

# スマートメーターの普及状況

電力会社		累積結果	設置完了時期
北海道電力	導入実績(万台)	60.2	2023年度末
	低圧メーター数(万台)	370	
	導入実績割合	16.3%	
東北電力	導入実績(万台)	121.9	2023年度末
	低圧メーター数(万台)	666	
	導入実績割合	18.3%	
東京電力	導入実績(万台)	863.1	2020年度末
	低圧メーター数(万台)	2,700	
	導入実績割合	32.0%	
中部電力	導入実績(万台)	229.5	2022年度末
	低圧メーター数(万台)	950	
	導入実績割合	24.2%	
北陸電力	導入実績(万台)	30.8	2023年度末
	低圧メーター数(万台)	182	
	導入実績割合	16.9%	
関西電力	導入実績(万台)	683.6	2022年度末
	低圧メーター数(万台)	1,300	
	導入実績割合	52.6%	
中国電力	導入実績(万台)	67.2	2023年度末
	低圧メーター数(万台)	495	
	導入実績割合	13.6%	
四国電力	導入実績(万台)	32.9	2023年度末
	低圧メーター数(万台)	265	
	導入実績割合	12.4%	
九州電力	導入実績(万台)	224	2023年度末
	低圧メーター数(万台)	810	
	導入実績割合	27.7%	
沖縄電力	導入実績(万台)	6.8	2024年度末
	低圧メーター数(万台)	85	
	導入実績割合	8.0%	

- スマートメーターの設置については、設置完了目標に向けて着実に導入が進められている。
- 特に関西電力のスマートメーターの導入率は平成28年11月末時点で52.6%と高い。導入の状況には各社によって異なる。

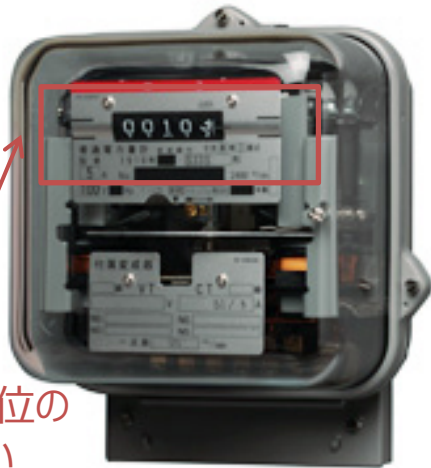


※平成27年末～平成28年11月末までの累積結果の割合

# (参考) スマートメーター

「スマートメーターとは何か？」

通信機能を有し、30分単位での検針や遠隔での検針等が可能になる新しい電力量計です。導入することで30分単位の電力使用量が把握でき、ライフスタイルにあった料金メニューの選択が可能となります。



目視による月単位の計量しかできない

従来型のメーター



(ユニット式メーター)

通信機能

計量機能

30分単位の細かな計量や遠隔での計量などができる

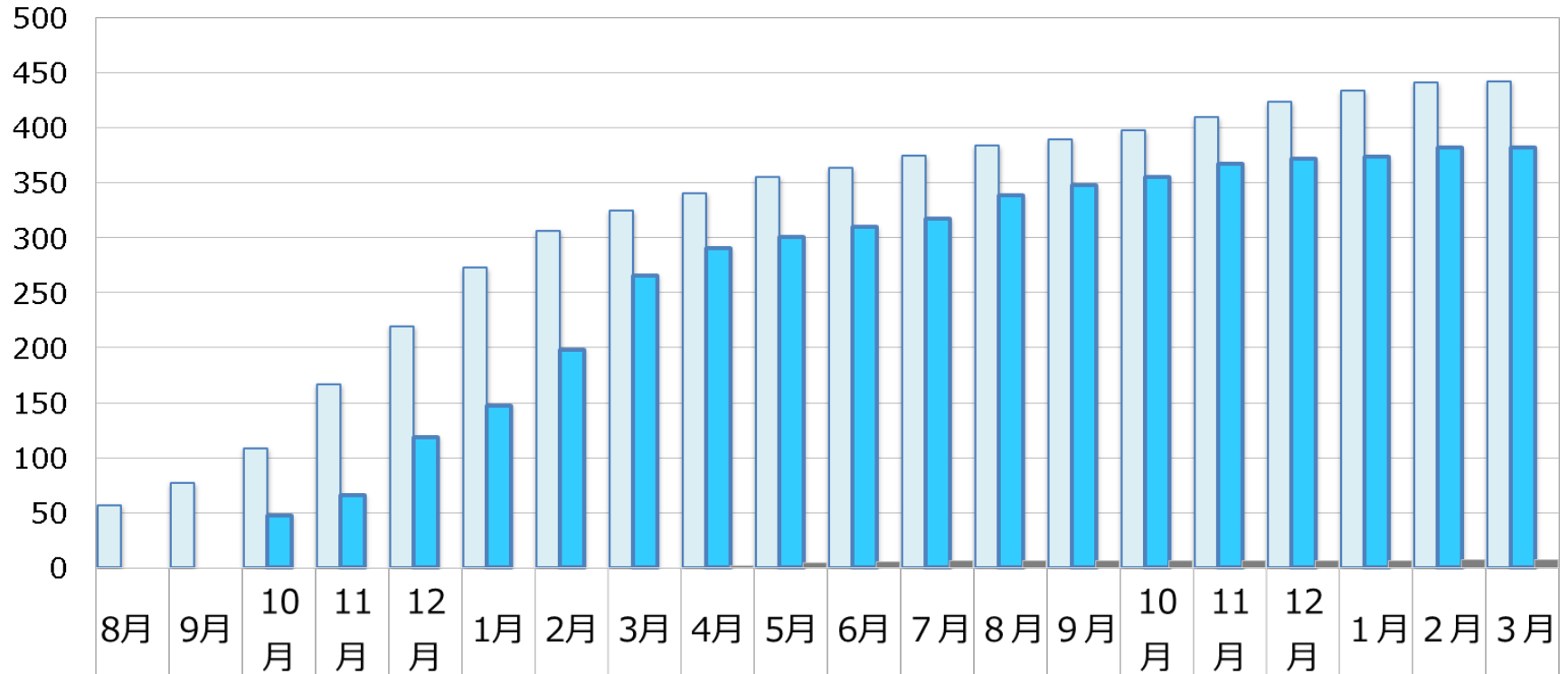
スマートメーター



# 小売電気事業者の登録数の伸び

- 平成27年8月の事前登録申請の受付開始から1年余りの間に、約440件の小売電気事業者登録の申請があり、平成29年3月8日時点で383社を登録。

(件) **受付開始後の小売電気事業登録申請及び登録事業者数の推移**



申請件数	57	77	109	167	220	273	307	325	341	356	364	375	384	390	398	410	424	434	442	443
登録件数	0	0	48	66	119	148	199	266	291	301	310	318	339	348	356	368	372	374	383	383
登録抹消件数	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	5	6	6	6	6	6	6	6	7	7

(備考) ○上記件数について、平成28年4月までの件数は月末時点。直近平成29年3月は3月8日までの登録件数。

○登録件数とは、のべ登録件数から登録抹消件数(平成29年3月8日時点で7件)を差し引いた件数。また、登録抹消件数とは、事業の承継や廃止等により小売電気事業の廃止届出等を行った事業者数。

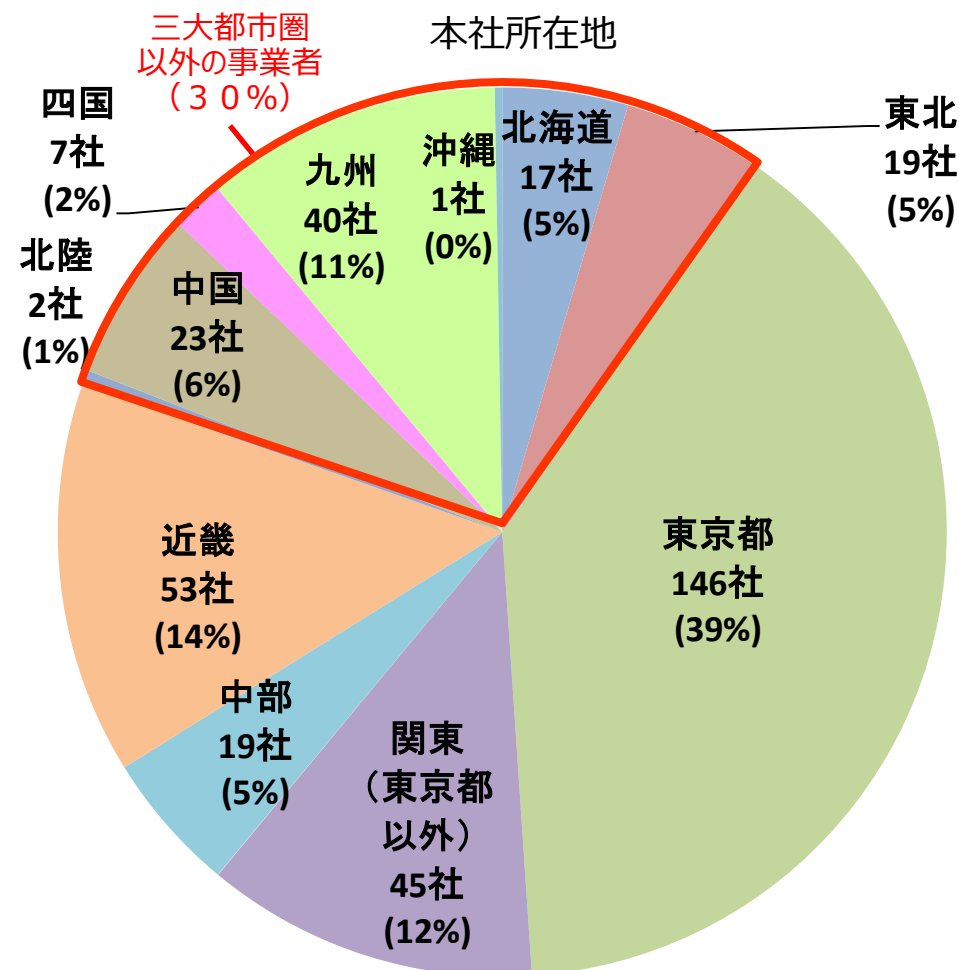
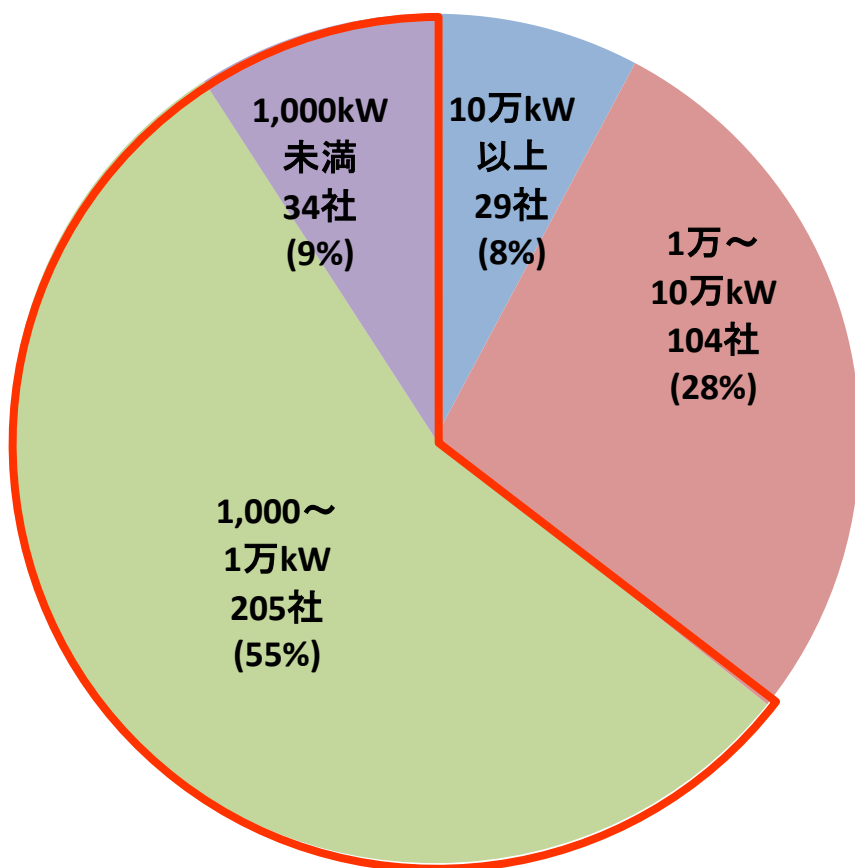


# 登録小売電気事業者 372 社※の内訳（最大需要電力の見込み、本社所在地）

※みなし小売電気事業者 10 社を除く

- 最大需要電力の見込みが1万kWを下回る小規模事業者が、全体の6割を占める。
- 本社所在地は約4割が東京だが、三大都市圏以外に本社を置く事業者も約3割存在。

最大需要電力の見込み



※小売電気事業者372社中（みなし小売電気事業者10社を除く）、平成29年3月13日現在

# スイッチングの申込状況

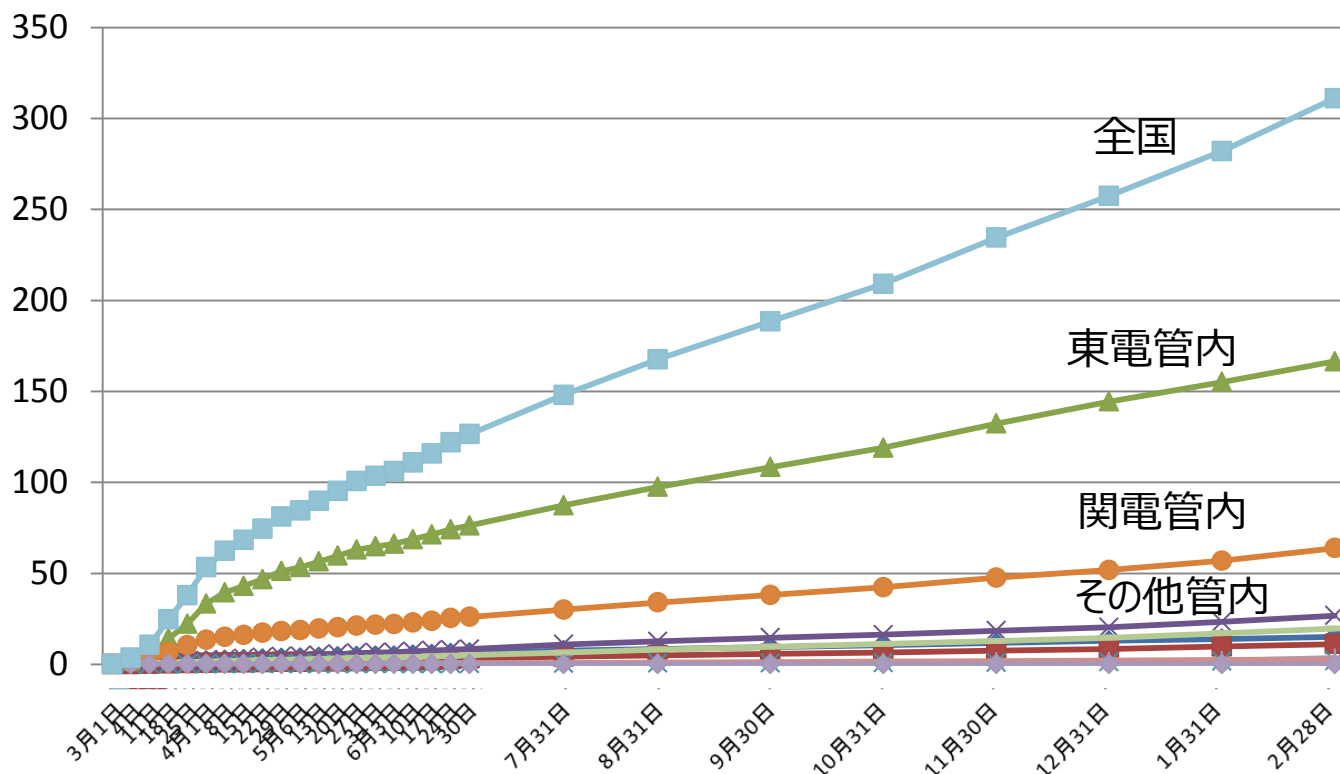
- 広域機関によると、スイッチング支援システムを通じた2月28日時点での契約先の切替え（スイッチング）の申込件数※は、約311万件（全体の約5.0%）となっている。

※自社内の契約切替え（規制→自由）を含まず、他社への契約先の切替えの件数に限る。

- 他方、11月末時点での旧一般電気事業者の自社内の契約の切替え（規制→自由）の申込件数は合計約213万件であり（全体の約3.4%）、上記スイッチング件数と合わせた契約切替えの申込件数は合計約524万件（全体の約8.4%）となっている。

(万件)

＜全国のスイッチング申込件数の推移＞



管内	申込件数 【単位：万件】	率（※） 【単位：％】
北海道	15.10	5.47
東北	11.05	2.02
東京	166.46	7.25
中部	26.77	3.52
北陸	1.88	1.52
関西	63.89	6.35
中国	3.41	0.97
四国	2.83	1.46
九州	19.63	3.16
沖縄	0.00	0.00
全国	311.02	4.97

(※) 2015年度の一般家庭等の通常の契約口数（約6,253万件）を用いて試算

# 小売全面自由化時における各種料金の設定

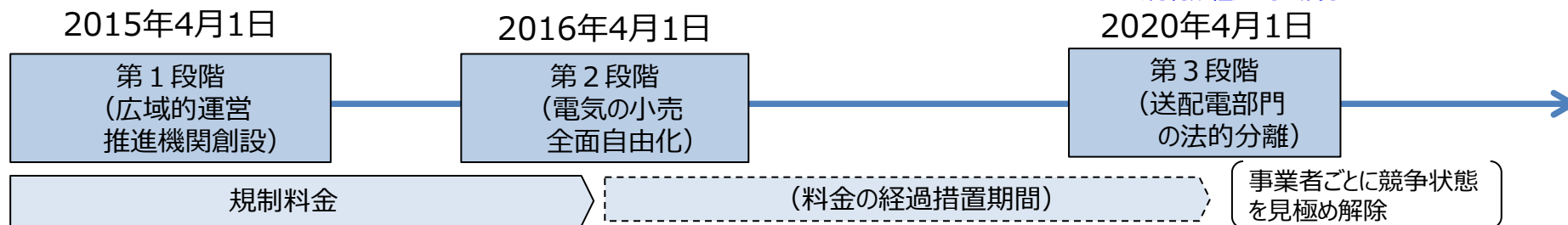
- 昨年4月から小売参入が全面自由化され、小売料金を自由に設定できるようになったが、需要家保護の観点から、経過措置として、現在の電力会社の小売部門には現在の低圧の規制料金メニュー（経過措置料金）を残すことを義務づけている。
- 経過措置料金についてはこれまでと同様の料金規制が課されることとなる。

## <小売全面自由化時の料金設定イメージ>



※現在の電力会社の小売部門には現在の料金規制が経過的に残る

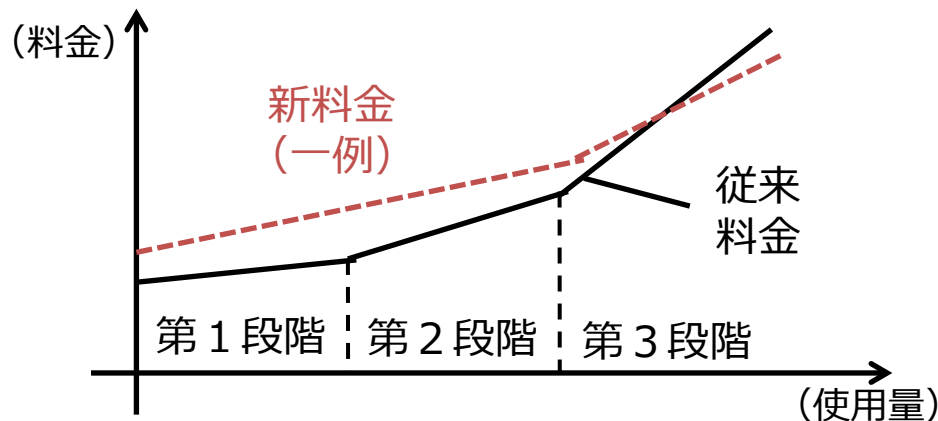
## <小売料金規制と電力システム改革のスケジュール>



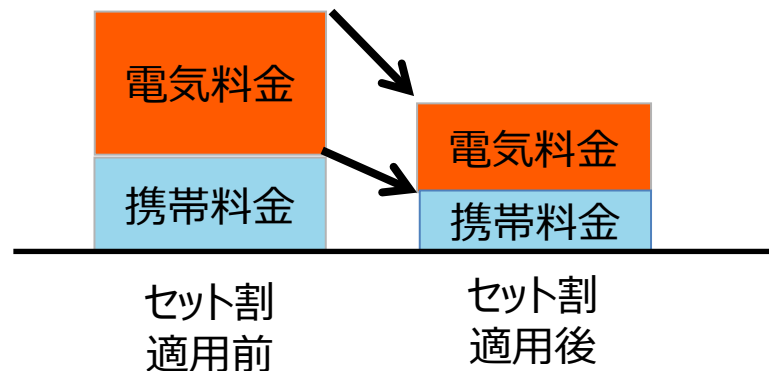
# 新料金プランの分類

- これまでに発表された様々な新料金プランを料金面での特徴に着目して分類すると、①段階別料金、②セット割、③時間帯別料金、④その他（節電割引等）に分かれる。

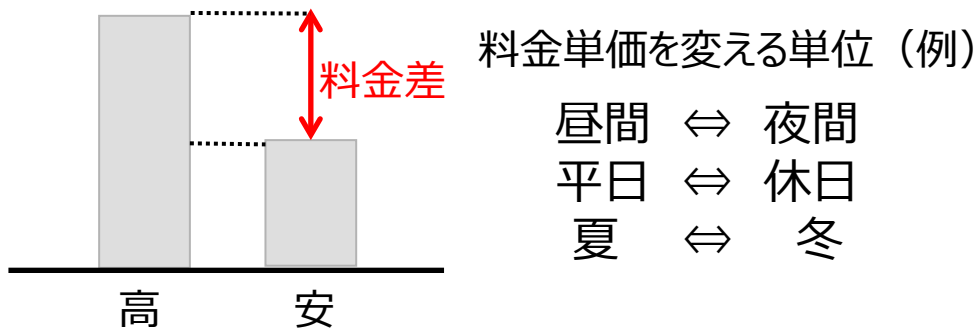
- ①段階別料金（各電力会社 等）  
→従来とは異なる従量料金体系を導入



- ②セット割（東京ガス、ソフトバンク 等）  
→ガスや通信等とセットで販売し、割引を実施

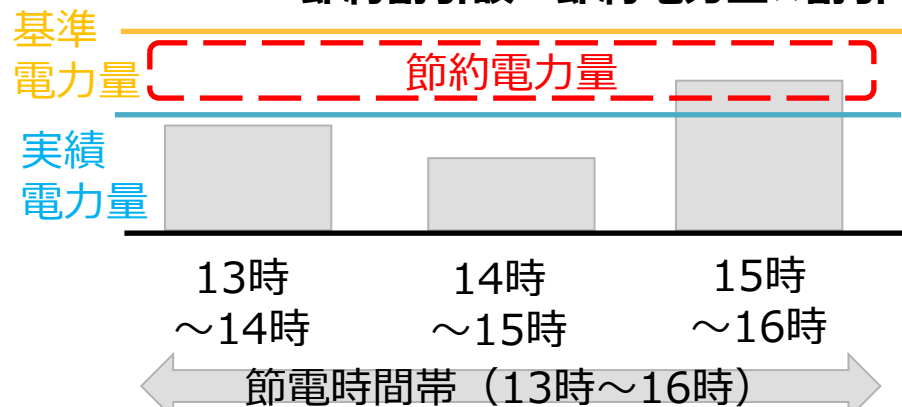


- ③時間帯別料金（各電力会社 等）  
→時間帯に応じて、料金差を付ける



- ④節電割引（北陸電力）  
→指定日時に節電すると、実績に応じ割引を実施

$$\text{節約割引額} = \text{節約電力量} \times \text{割引単価}$$



# 選択肢の多様性（料金メニュー・小売事業者・付帯サービスの多様性） 1 / 4

- 全面自由化後、様々な特色を持った事業者が参入し、これまでに無い新しい料金プランや付帯サービスも生まれ始めている。

## 完全従量料金

### Loop

- ・基本料金を0円とし、完全従量制の電気料金プランを提供。家族世帯、店舗・事務所など、契約アンペア数が高く、電力使用量の多い需要家に有利（低圧電力は対象外）。
- ・北海道・東北・東京・中部・関西・中国・九州エリアなど、全国の多くのエリアにおいて同料金プランを提供。

## 完全従量料金

### ケイ・オプティコム

- ・消費者にとっての分かりやすさを重視し、1段階料金（25.92円/kWh）のメニューを提供。電気使用量の多い層がターゲット（現状では切替えメリットの分岐点は400kWh程度（基本料金無料キャンペーン終了後））。

## 地産地消

### 湘南電力（神奈川県平塚市）

- ・新電力のエンナリスとプロサッカーチーム「湘南ベルマーレ」の運営会社が出資。売上げに応じて湘南ベルマーレや地元活性化に資金を還元することで、住民やサポーターの取り込みを狙う。
- ・電源は県内のメガソーラー等から調達。初年度は49%を県内の太陽光と小水力発電所で作った電気で賄う予定。中長期的には全量を神奈川県産にすることを目指す。
- ・消費者が①サッカーチームに還元する「湘南ベルマーレ応援」、②地域の防災・環境に還元する「湘南ライフスタイル応援」、③地場産業活性化に還元する「地域活性化応援」の3つのプランから1つを選ぶと、電気料金の1%がNPO等に寄付される。



平成28年度の電源構成見込み  
(H28/4/1 ~ H29/3/31)

湘南電力HPより抜粋

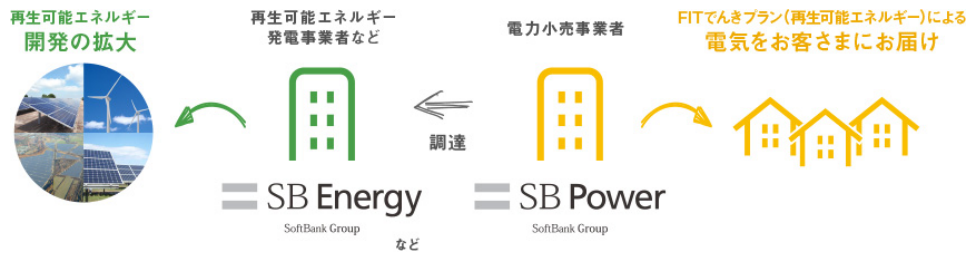
# 選択肢の多様性（料金メニュー・小売事業者・付帯サービスの多様性） 2 / 4

- 全面自由化後、様々な特色を持った事業者が参入し、これまでに無い新しい料金プランや付帯サービスも生まれ始めている。

## 再エネ

## SBパワー

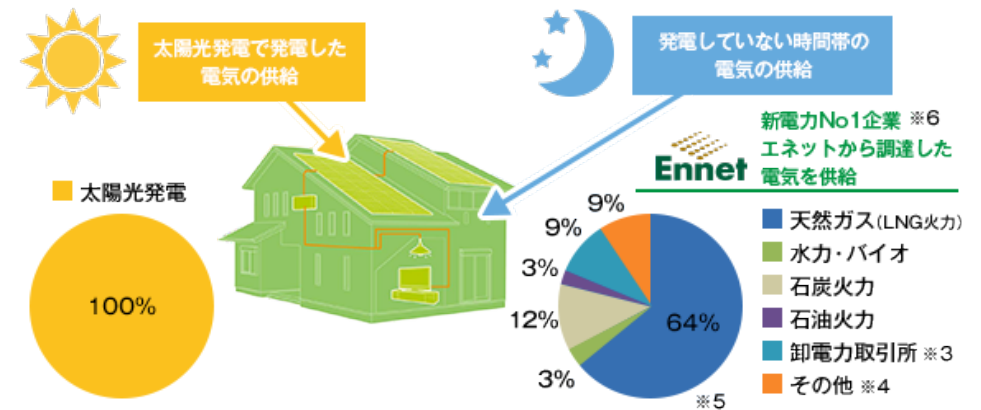
- ・同じSBグループのSBエナジーが保有する発電所も活用しながら、北電・東電・関電エリアにおいて再生可能エネルギー（FIT電気）比率約60%の「FITでんきプラン」を提供。



## 再エネ

## じぶん電力

- ・契約者宅の屋根に太陽光発電設備を初期費用ゼロで設置する。日中、太陽光発電で作った電気はそのまま契約者宅で使われ、使った分を電気料金としてエコシステムに支払う。夜間など太陽光発電が動いていないときは、エコシステムが外部から調達した電力を供給する。
- ・災害などの大規模停電時、太陽光発電は非常用電源として無料で使える。20年の契約期間終了後、太陽光発電設備は契約者に無償譲渡される。
- ・消費者は、送電線を通った「混ざった」再生可能エネルギーではなく、自宅の屋根で発電した電気を自分の家で直接使うことができる。



# 選択肢の多様性（料金メニュー・小売事業者・付帯サービスの多様性） 3 / 4

- 全面自由化後、様々な特色を持った事業者が参入し、これまでに無い新しい料金プランや付帯サービスも生まれ始めている。

## 電気の見える化

### KDDI

- ・「auでんきアプリ」を需要家がダウンロードすることにより、日々の電気の使用量だけでなく、ビッグデータ分析を組み合わせることで電気料金を予測し、電気の使い過ぎを知らせたり、最適な節電方法をアドバイスしたりするサービスを提供。

### auでんきアプリ画面



KDDI HPより抜粋

## 見守りサービス

### 九州電力・九電みらいエナジー

- ・本人が関東に住んで九電みらいエナジーと契約し、家族（両親・祖父母など）が九州に住んで九州電力と契約している場合、「九州親孝行サポート」を選択可能。
- ・スマートメーターを使い、1人暮らしの高齢者等の家族に電気の使用状況の異常を知らせる「みまもりサポート」を実施。30分毎の電気使用量を調べて、起床や就寝等の時間を把握し、普段と異なれば家族に電子メールで通知する。
- ・さらに、九州に住んでいる家族に連絡が取れないなど心配な状況が発生した時、九州電力のサービススタッフが24時間365日、家族の家に駆けつけ、状況を確認。

### みまもりサポート（九州親孝行サポートの1つ）



九電みらいエナジーHPより抜粋

# 選択肢の多様性（料金メニュー・小売事業者・付帯サービスの多様性） 4 / 4

- 全面自由化後、様々な特色を持った事業者が参入し、これまでに無い新しい料金プランや付帯サービスも生まれ始めている。

## スポーツ応援

## 中国電力

- ・地元の野球チーム（広島東洋カープ）とコラボレーションし、カープの成績に応じて中国電力のエネルギーポイントが付与される「カープ応援メニュー」を開始。

(例) 公式戦 1 勝	→	1 ポイント進呈
年間成績優 優勝	→	10 ポイント進呈
2 位	→	5 ポイント進呈
3 位	→	2 ポイント進呈

- ・他にも、「黒田投手が日米通算200勝で100ポイント」（抽選）などユニークなイベントも実施。
- ・さらに、地元のサッカーチーム（サンフレッチェ広島）ともコラボレーションし、同チームの試合結果・年間総合成績に応じてエネルギーポイントが付与されるサービスを開始。

広島カープ



サンフレッチェ広島



© 1992 S.F.C

中国電力HPより抜粋

## 環境保全

## 丸紅新電力

- ・スタジオジブリと組んで、電気料金の一部を森と緑の保全活動に充てる「プランG」を開始。具体的には、映画「となりのトトロ」の舞台となったとされる東京都と埼玉県にまたがる狭山丘陵の自然と里山の景観を保全するために公益財団法人トトロのふるさと基金が行う「トトロの森ナショナルトラスト活動」を支援。
- ・プラン加入者には、スタジオジブリ監修のオリジナルー輪挿しを贈呈。

狭山丘陵



オリジナルー輪挿し



丸紅新電力HPより抜粋



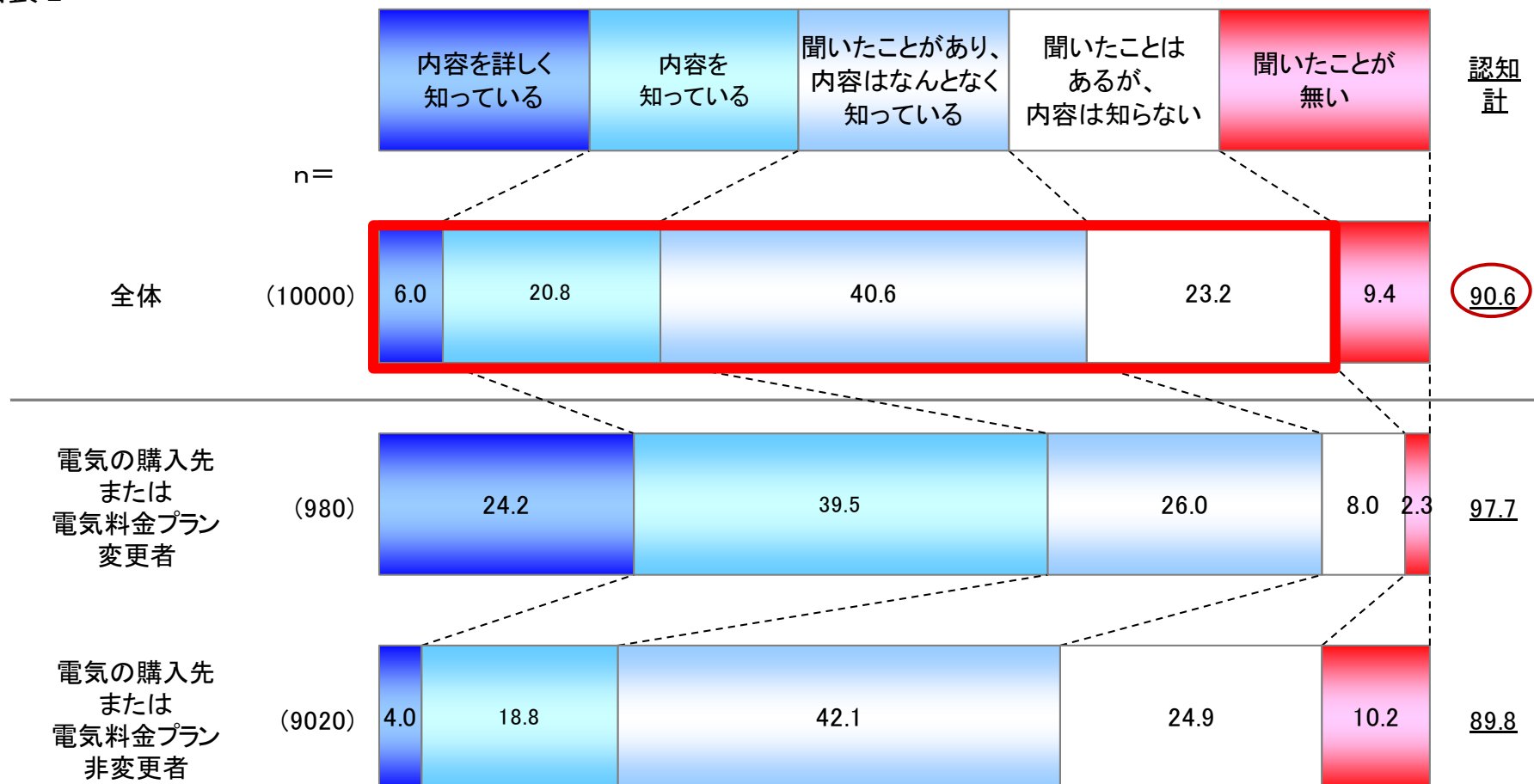
# 家庭用電力の小売り自由化認知

- 家庭用電力の小売自由化の認知は、90%以上（90.6%）に達する。
- 変更者は、「内容を詳しく知っている」「内容を知っている」をあわせた内容認知も半数以上の63.7%となっているが、非変更者では22.8%にとどまっております変更者に比べると内容まで理解できていないことが窺える。

SC3.あなたは、「家庭用(低圧電力区分の事業者含む)電力の小売り自由化」について、どの程度ご存知ですか。（SA）

(%)

図表 1

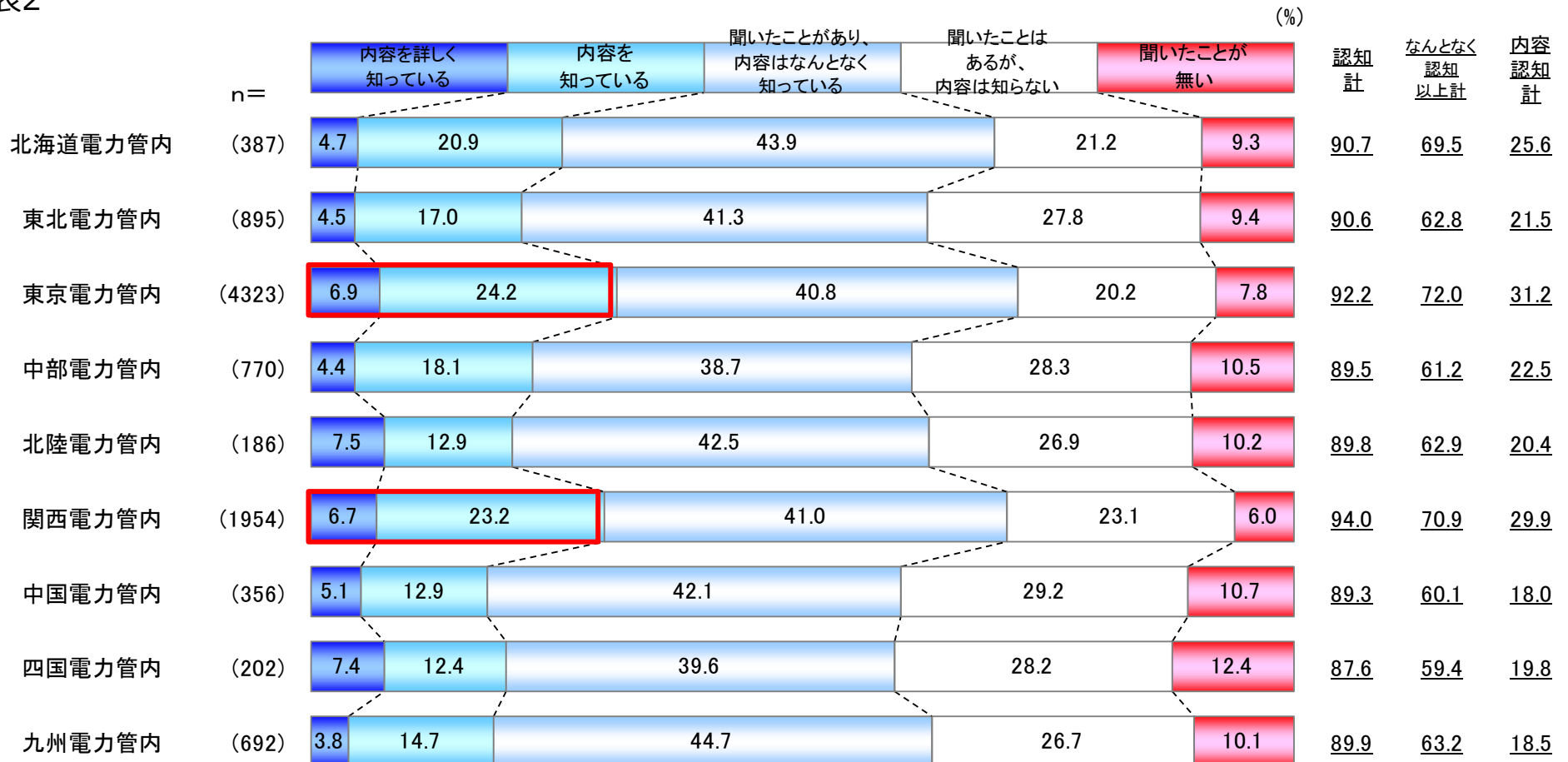


# 家庭用電力の小売り自由化認知 電力管内別

- 東京電力管内 (31.2%) や関西電力管内 (29.9%) は内容認知が約30%なのに対して、中国 (18.0%)、四国 (19.8%)、九州 (18.5%) の各電力管内では20%を下回っており、地域差が現れている。

SC3.あなたは、「家庭用(低圧電力区分の事業者含む)電力の小売り自由化」について、どの程度ご存知ですか。(SA)

図表2



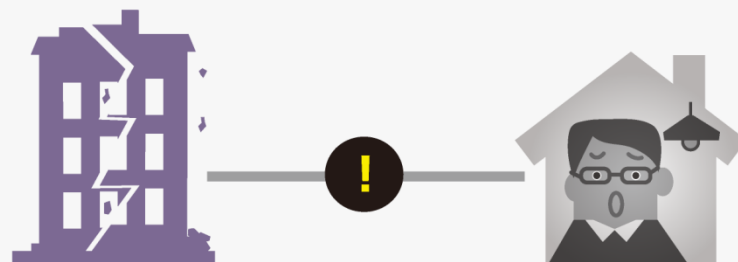
# 変更しない理由

変更しない理由として過半数を占めるものには、実は誤解が多い



電力会社を変えると、停電の頻度や電気の質が変わってしまう

49%



契約する会社が倒産すると、電気の供給が直ぐに止まる

56%



変更する際は、現在の電力会社と、変更先の電力会社の両方と手続きをしなければいけない

50%



スマートメーターを設置すると費用が発生する

54%

# 変更しない理由

変更しない理由として過半数を占めるものには、実は誤解が多い

正解は…

**電力会社を変えても、  
停電の頻度や電気の質は同じです。**

電力会社を変えると、停電の頻度や電気の質が変わってしまう

49%

正解は…

**新たな供給元が見つかるまでの間は、  
地域の電力会社から供給されるので、  
直ぐに止まることはありません。**

契約する会社が倒産すると、電気の供給が直ぐに止まる

56%

正解は…

**原則変更先の電力会社に  
申し出るだけで大丈夫です。**

変更する際は、現社の電力会社と、変更先の電力会社の両方と手続きをしないといけない

50%

正解は…

**原則費用はかかりません。**

スマートメーターを設置すると費用が発生する

54%

# 変更した人の声

変更した人の満足度は、概ね高い



手続きが簡単だった

82%



所要時間30分未満

60%



月々安くなった

56%



満足度は「自分がほしいレベル以上」

89%

# はじめの一歩アクション

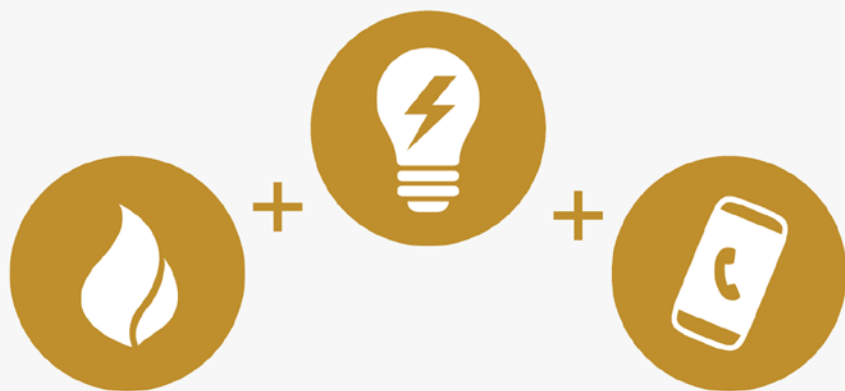
変更を検討するにはまずはこんなアクションから



料金比較サイトをチェックしてみる



お住まいのエリアの  
電力会社一覧情報を確認する



家の中の他のインフラと組み合わせる



自分のライフスタイルを考えて  
最適なプランを知る

# 電気の購入先を切り替える際に必要な情報

- 電気の購入先を切り替える際には、①氏名、②現在契約を結んでいる電力会社名(=切替前の購入先)、③お客様番号、④供給地点特定番号、⑤切替希望日が必要。

## ④供給地点特定番号 (本年1月以降の請求時に記載)

- ✓ 供給を受けようとする需要場所を特定するために付される22桁の番号
- ✓ ご不明な場合は、その旨を新たに供給契約を結ぶ事業者にお伝え下さい

地点番号 XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX 電気ご使用量のお知らせ ご使用場所 千代田区内幸町1丁目1-3		○○ ○○ 様	
XX年 X月分 ご使用期間 検針月日 X月XX日~ X月XX日 (XX日間) ご使用量 XXXkWh 請求予定金額 (うち消費税等相当額) X,XXX円 XXX円	ご契約種別 従量電灯B ご契約 XXXA 当月指示数 XXXX 前月指示数 XXXX 差引計器乗率(倍) XXX 取替前計量値計器番号(下3桁) XXX	電気料金等領収証(口座振替払用) XX年 X月分 領収金額 X,XXX円 ご使用期間 X月XX日~ X月XX日 うち消費税等相当額 XXX円 契約者 XXXA ご使用量 XXXkWh 〇〇 〇〇 様	
上記料金内訳 基本料金 XXX円XX銭 電 1段料金 X,XXX円XX銭 力 2段料金 X,XXX円XX銭 量 3段料金 X,XXX円XX銭  燃料費調整 XXX円XX銭 再エネ発電賦課金 XX円XX銭 口座振替割引 -XX円XX銭	昨年 X月分はXX日間で XXXkWhです。 今月分は昨年と比べ XX%減少しています。 燃料費調整のお知らせ (1kWhあたり) X月(当月)分 +XX円XX銭 X月(翌月)分 +XX円XX銭 翌月分は当月分と比べ +XX円XX銭	①氏名 〇〇 〇〇 様	
今月分 振替予定日 X月XX日 次回検針予定日 X月XX日 地区番号 XX ③お客様番号 XXXXX-XXXXX-X-XX		東京電力株式会社 〇〇支社(XXX) お問い合わせ先 (カスタマーセンター) お引越し・ご契約の変更 XXXX-XXXX-XXXX その他の電気に関するご用件 XXXX-XXXX-XXXX	

①氏名  
✓ ご契約者は誰か。請求書にどのように記載されているか(漢字か、カタカナか等)

③お客様番号

# 電気の販売契約を結ぶ際に消費者が注意すべきこと

- 電気を販売する「小売電気事業者」は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対し電気料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。
- また、契約締結後は、そうした契約内容について記載した書面を消費者に交付することも同じく法律上義務付けられている。

## 消費者が注意すべきポイント

- ✓ 小売電気事業者の社名や連絡先
- ✓ いつから電気を供給するのか？
- ✓ 契約期間はいつからいつまでか？
- ✓ 契約期間満了後の契約更改手続きはどのようになるのか？
- ✓ 毎月の電気料金はいくらか？ どうやって算定するのか？
- ✓ 通常の手続きに加え必要な工事などがある場合、消費者が負担する費用はいくらか？
- ✓ 電気料金の割引がある場合には、それはいくらか？ 割引の対象期間はいつまでか？
- ✓ 契約期間内に解約する場合の制約はあるのか？ 解約手数料などは発生しないのか？ など



# 万が一、悪質な事業者がいたら

例えば・・・

「国の登録を受けていないのに『国の登録を受けた』とって営業をしている事業者がいる」

「『〇〇電力より5%安く電気を売ります』と言われたのに、それより高い料金を請求された」

「『今より安く電気を売るから1年分前金を』と言われて支払って以降、連絡が付かない」

「契約時に説明を受けていない費用について負担を求められた」

「解約を申し出たところ、法外な解約料を請求された」

「解約を申し出たところ、嫌がらせや脅しを受けた」

「『電気と〇〇のセットにすれば安くなる』と言われ、求めている商品セット販売された」

「苦情や問合せをしてもまともに対応してくれない」 など悪質な事業者がいたら・・・



「経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口」まで、ご連絡ください！

電話：03-3501-5725（直通）（平日 9:30-12:00、13:00-18:30）

メール：dentorii@meti.go.jp

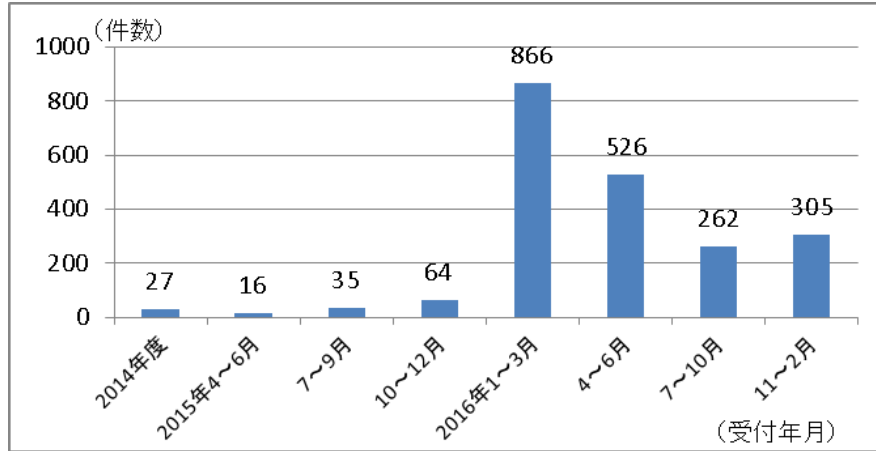
# 国民生活センターや本委員会等に寄せられた相談事例とアドバイス

- ①電力会社を名乗る者から、「スマートメーターを取り付けると電気料金が半額になる」との勧誘があったが、本当か。  
⇒小売事業者を切り替えると原則スマートメーターが無料で設置されるので、電気料金の割引とは無関係。
- ②電力会社の代理店を名乗る者から、「料金プランをご案内するため、手元にある請求書の写真を撮らせて欲しい。」と言われ、写真を撮られた上で、パンフレットとともに承諾書の署名を求められた。署名をしたら、契約締結となるのではないかと心配。  
⇒請求書情報の提供を承諾しただけであれば、契約を締結したことにはならない。内容を確認することが重要。
- ③電力会社の関連会社を名乗る人から「自由化になるが、電気代を無料にする話がある」と言われ話を聞いたが、太陽光パネルで発電・売電すれば電気代が安くなるということでパネルのセールスだった。  
⇒「電気代が安くなる」という場合は、どういった条件で安くなるのか要確認。仮にそれがセット場合による割引の場合、セット販売される商品やサービスが自身にとって不要ならば、きちんとその旨を意思表示。

# 消費者の皆様からの相談の状況

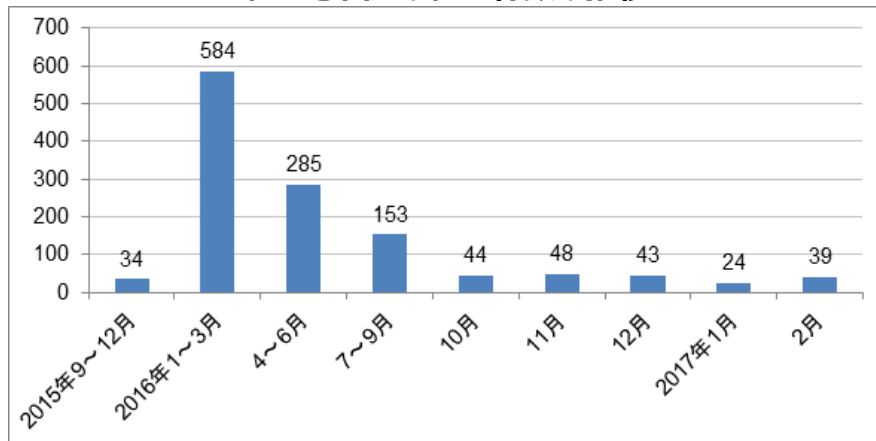
- 小売全面自由化開始直前に最も相談件数が増加。自由化後、落ち着きつつあるものの、具体的な契約に関する相談や料金支払いに関する相談が増加。

電力自由化に関する国民生活センター及び消費生活センターへの相談件数の推移



※平成29年2月28日までに登録されたデータ

電力自由化に関する電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口への相談件数の推移



※平成29年2月28日までに登録されたデータ

## 相談事例

◆インターネットで電力会社の変更手続きを行ったが、元の電力会社から電気料金の請求書が届き、切替えができていなかったことが分かった。

⇒契約を締結した場合、小売電気事業者から書面が交付されることとなります。書面が交付されていない場合は、契約が締結されていない可能性があります。

◆新しい電力会社から電気を購入する契約を結んだが、何か月も電気料金の請求が来ない。

⇒東京電力パワーグリッドのシステム不具合などにより、一部の使用者に請求書が届けられないなどの事態が発生しています。支払い方法の相談や状況の詳細の確認等については、契約中の小売電気事業者にお問い合わせください。

◆契約先を変えると電気代が安くなると聞いたので、契約切替を申し込んだ。しかし、元の電力会社から、いったん解約すると、元のメニューには戻ることはできないと言われてしまい、悩んでいる。

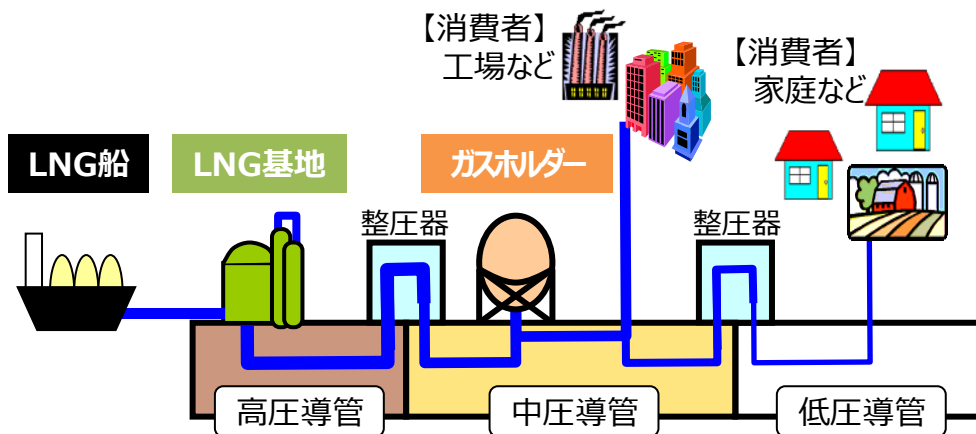
⇒これまでの電力会社の選択約款については、一度契約を解約すると、その料金メニューを再度契約することができなくなる場合もあります。

# 日本のガス供給の仕組み

- 家庭などへのガスの供給については、①LNG基地から導管でガスを供給する「都市ガス」、②団地などで簡易なガス発生設備から導管でガスを供給する「簡易ガス」がある。
- 加えて、戸建て住宅などに設置したガスボンベなどでガスを供給する「LPガス」がある。

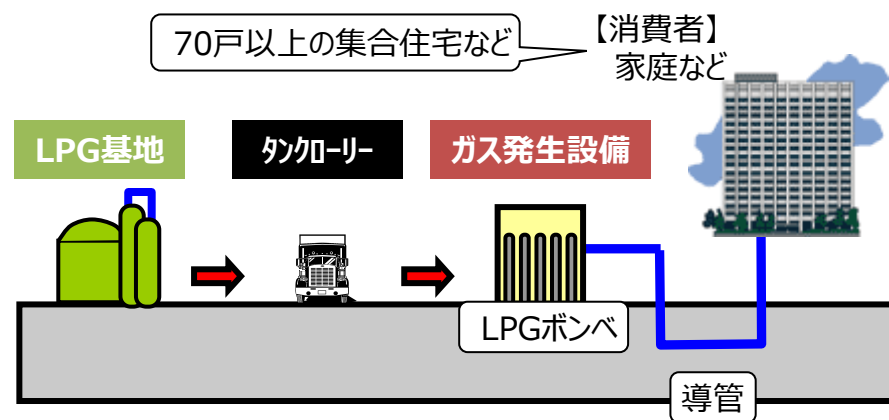
## ①都市ガスの供給イメージ

本年4月より自由化



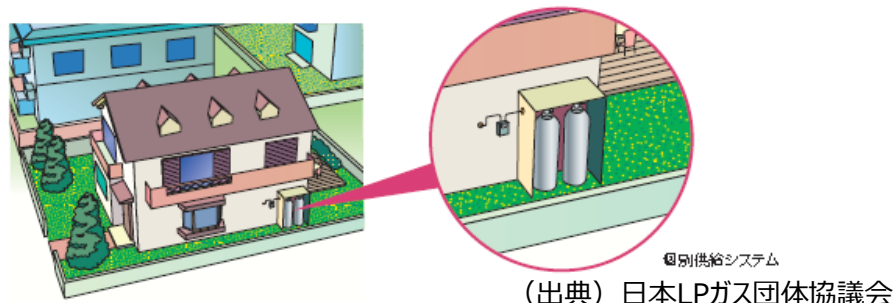
## ②簡易ガスの供給イメージ

本年4月より自由化



## ③LPガスの供給イメージ

はじめから自由

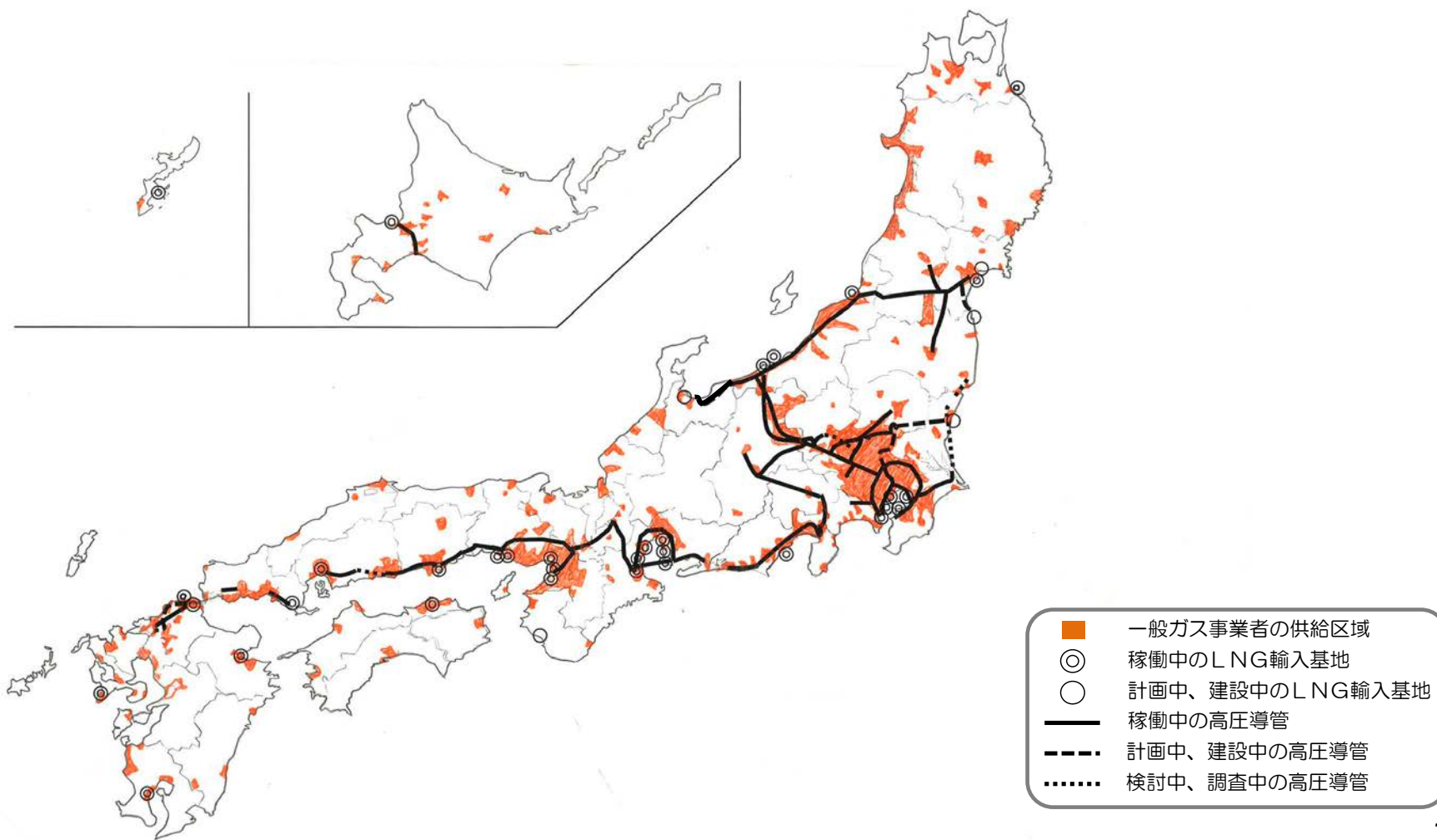


## ■ガスの種別需要家規模（平成27年度）

	需要家件数	ガス販売量
①都市ガス	約2,635万件	363億m <sup>3</sup> /年
②簡易ガス	約117万件	1.5億m <sup>3</sup> /年
③LPガス	約2,450万件	68億m <sup>3</sup> /年

# 一般ガス事業者の供給エリア及びガス導管網の整備状況

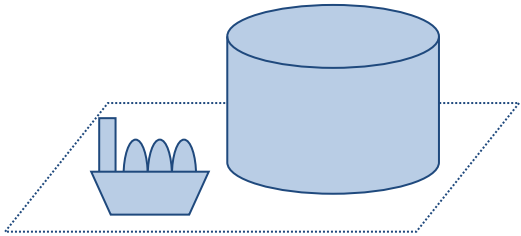
- 都市ガス導管網が敷設された供給区域は国土全体の約 6 %。  
(供給区域内世帯数は全国世帯数の約 3 分の 2)
- 近年、長距離の都市ガス導管が整備されたが、東京・名古屋間でも未接続。



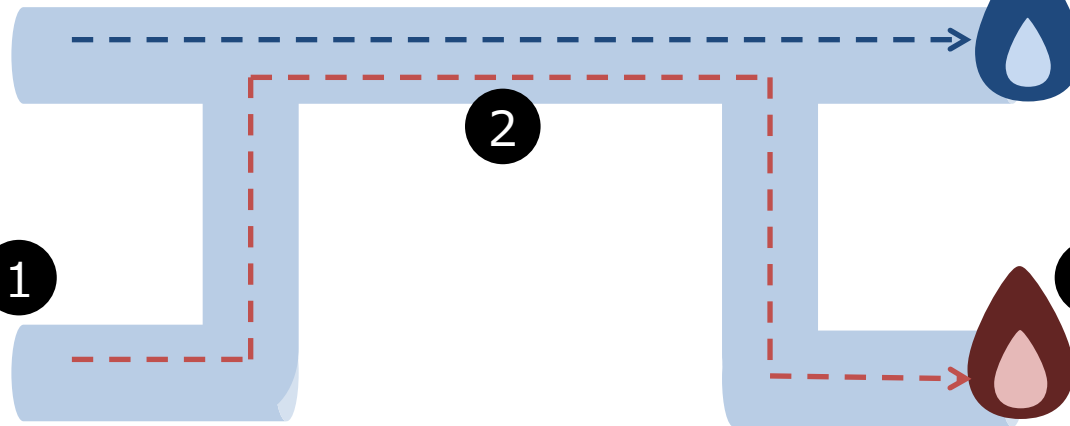
# ガス導管部門の中立化

- 誰でも公平・平等に導管網を利用できるよう、導管部門を独立。
- 特に、需要家が多く大規模導管を持つ大手3社（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）については、導管部門と基地・小売部門とを別会社化（法的分離；2022年4月～）。

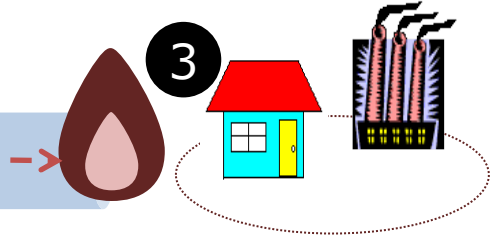
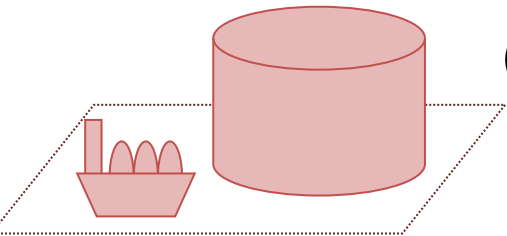
都市ガス会社AのLNG基地



都市ガス会社Aのガス導管  
(独占の規制部門)



都市ガス会社Aの需要家



新規参入事業者BのLNG基地

新規参入事業者Bの需要家

1

中立性を損なう  
懸念の例

自社の基地からのガスの送出を優位な条件で受け入れ

2

自社のガス輸送には託送ルールが適用されず、自社に有利な条件を適用

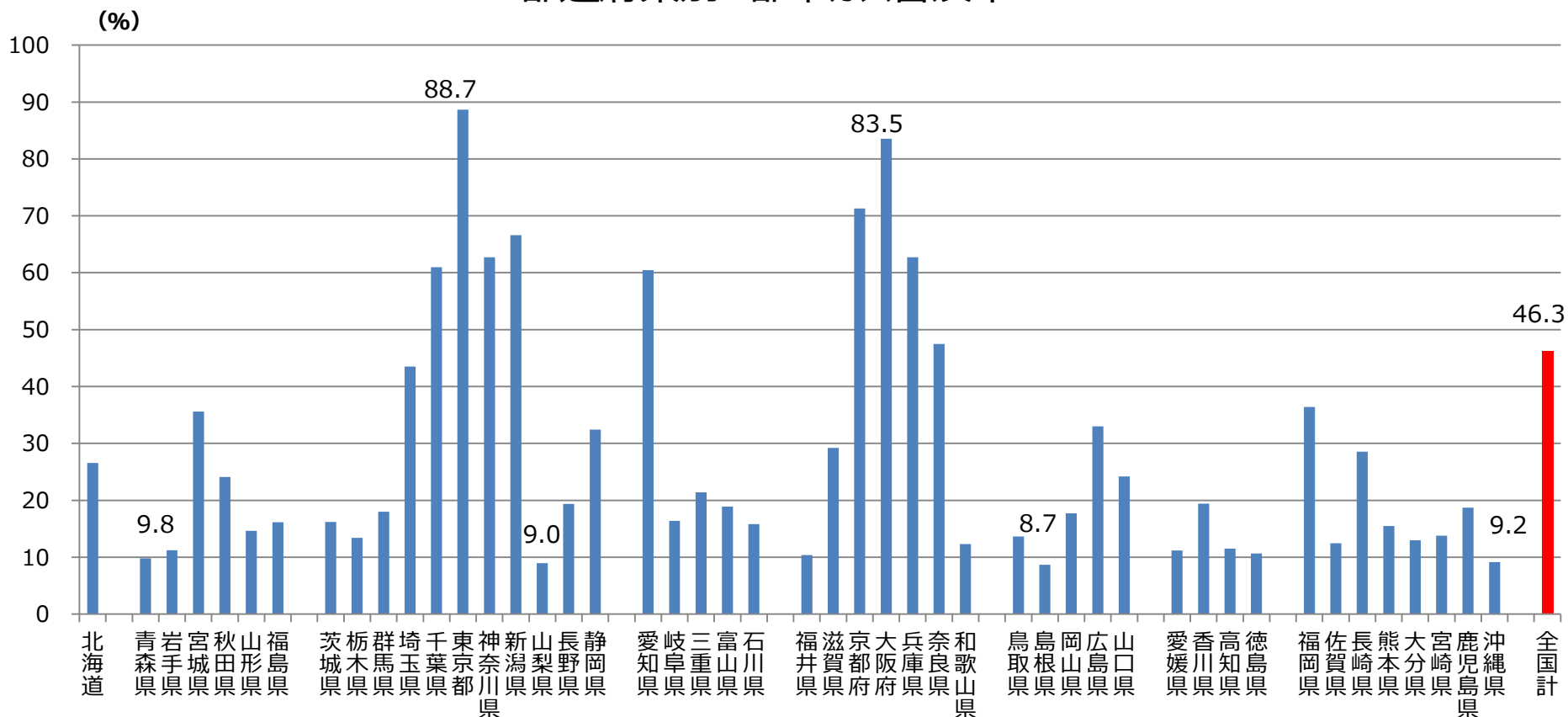
3

導管事業で知り得た情報を自社営業に目的外利用

# 都市ガス普及率

- 我が国の都市ガス普及率は約46%（平成26年度末）
- 東京や大阪は80%を超えるものの、10%を下回る道府県が多い

都道府県別 都市ガス普及率

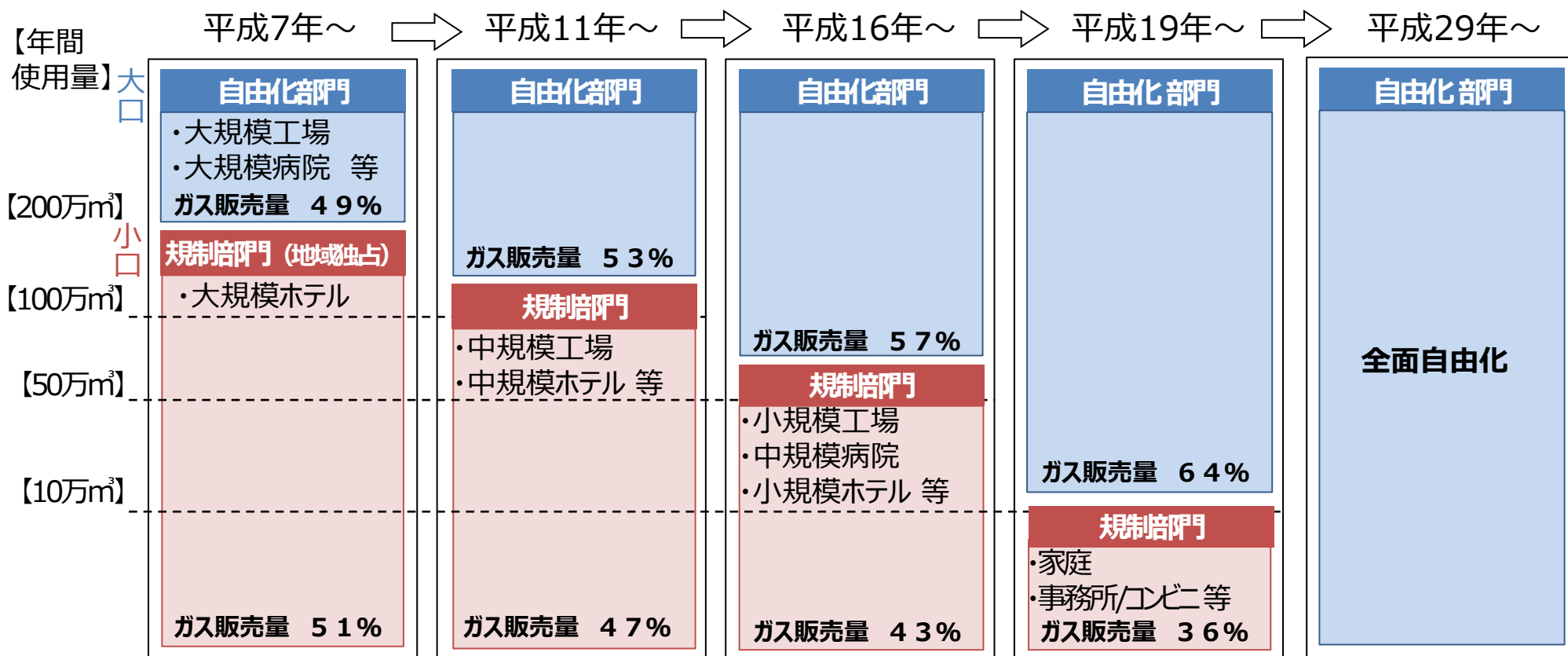


(注) 一般ガス普及率は、都道府県別調定数／都道府県別世帯数

(出所) ガス事業便覧、総務省データを基に事務局作成

# ガスの小売自由化の経緯

- 都市ガスの供給については、これまで都市ガス会社が独占的に供給してきたが、平成7年から大口を対象とした部分自由化を開始。
- 本年4月からは家庭を含む全ての都市ガスの利用者が供給元を選べるようになる。



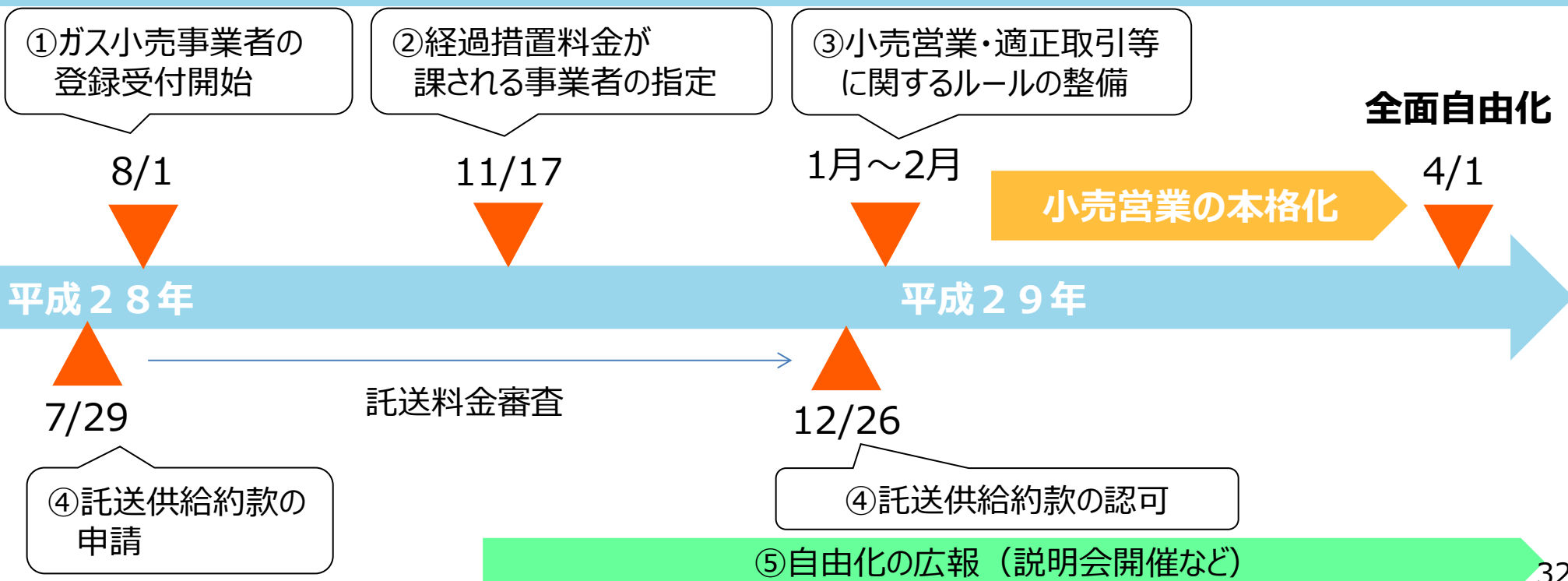
(注1) 小売全面自由化後も、需要家保護の観点から、競争が進展していない地域においては、経過措置として小売料金規制を存続させる。

(注2) 年間使用量の多寡によって大口・小口に分かれる。各シェアは大手10社のガス販売量に占める大口併合販売量の割合（平成26年度実績）。



# ガスの小売全面自由化（本年4月）に向けた取組

- ①小売事業者の登録の審査 → これまでに44社が申請、26社（電力会社等）が登録
- ②経過措置(規制)料金が課される事業者の指定の審査  
→ 一般ガス事業者：12事業者、簡易ガス事業者：432事業者を指定
- ③小売営業・適正取引等に関するルールの整備
- ④託送供給約款・託送料金（ガス導管の利用ルール・利用料）の審査 → 認可
- ⑤自由化の広報



# ガス小売事業者の登録状況について

- 2017年4月1日に向け、経済産業省では、2016年8月1日から小売の事前登録申請を受け付け。
- これまで、44社が登録申請。うち、26社が登録済。（3月13日時点）

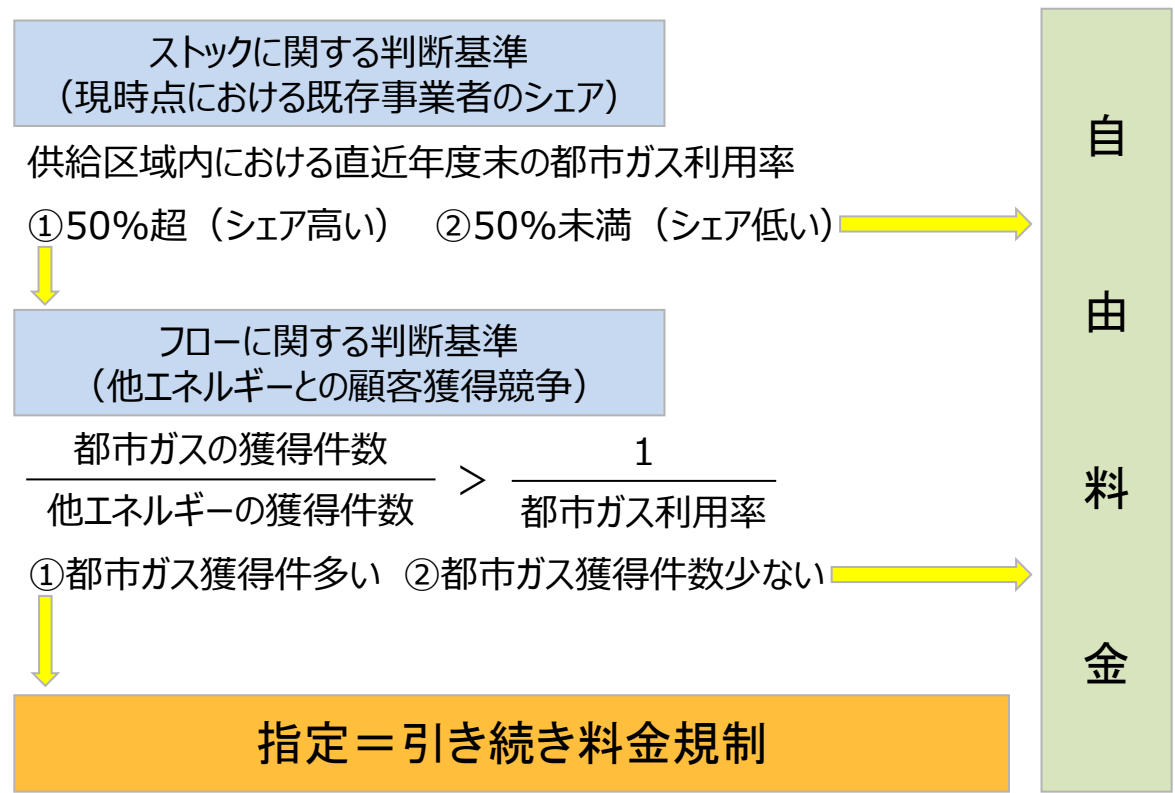
	関西電力	東京電力エナジーパートナー	中部電力	日本ファシリティ・ソリューション	東北天然ガス	熊本みらいエル・エヌ・ジー	九州電力	筑後ガス圧送	国際石油開発帝石	三菱石油	四国電力	JXエネルギー	朝日ガスエナジー
供給区域	近畿	関東	中部	関東	東北	九州	九州	九州	関東 北陸	関東 近畿 中国 九州	四国	北海道 東北 関東 中国	中部
一般家庭への供給予定	あり	あり	あり	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	なし	あり (自由化前の供給先へのみ引き続き供給)
株主・出資比率	-	東京電力ホールディングス100%	-	東京電力エナジーパートナー100%	東北電力55% 石油資源開発45%	九州ガス51% 日本瓦斯(鹿児島)34% 石油資源開発15%	-	西部ガス100%	-	-	-	JXホールディングス100%	-

	東北電力	鈴興	岩谷産業	石油資源開発	エネクス エルエヌ ジー販売	日本瓦斯	東彩ガス	東日本ガス	新日本ガス	北日本ガス	ネクストエネルギー	上越エネルギーサービス	甲賀エナジー	
供給区域	東北	中部	関東近畿	北海道 関東	中国	関東	関東	関東	関東	関東	関東	関東	近畿	
一般家庭への供給予定	なし	なし	なし	なし	なし	あり (越境販売)	あり (越境販売)	あり (越境販売)	あり (越境販売)	あり (越境販売)	なし	なし	なし	
株主・出資比率	—	—	—	—	伊藤忠 エネクス 株式会社 100%	—	日本瓦斯 100%	日本瓦斯 100%	日本瓦斯 100%	日本瓦斯 100%	日本瓦斯 100%	J X エネルギー 50% 国際石油 開発帝石 50%	—	岩谷産業 56% 関西電力 34% 甲賀協同 ガス 10%

# 一般ガス事業者の経過措置料金規制に係る指定について

- 小売全面自由化後、ガス小売事業者は、**原則、自由に料金を設定する。**
- ただし、需要家保護のため、他のガス小売事業者や、LPガス・オール電化等の他のエネルギーとの**十分な競争が認められない場合、指定旧供給区域等に指定され、引き続き料金が規制される。**
- 具体的には、以下の指定基準に基づき事業者を指定。

## <指定基準>



〔ただし、獲得・離脱件数が著しく少ない場合（年平均1%以下）等は、適正な競争関係が確保されているとは評価し難いとして、指定する。〕

担当局	指定対象事業者(一般ガス事業者)
本省	東京瓦斯(東京地区等)
	大阪瓦斯
	東邦瓦斯
東北	仙南ガス
関東	京葉瓦斯
	京和ガス
	日本瓦斯(南平台・初山地区)
	熱海瓦斯
近畿	河内長野ガス
中国	浜田ガス
九州	エコア(100MJ地区)
	南海ガス

※簡易ガス事業者も同様の基準により、432事業者、1,730供給地点群を指定旧供給地点に指定。

# ガス小売事業者の説明義務

- 規制料金が外れる「ガス小売事業者」は、消費者に対し規制料金が外れることを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。
- ガスを販売するすべての「ガス小売事業者」は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対しガス料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。

## 1. 規制料金が外れる事業者の説明義務

経過措置が解除されるガス事業者は本年4月までに、既に契約している消費者に対して、自由化後の供給条件の説明・書面交付をすることが法律上義務付けられています。

## 2. 契約締結をする際の事業者の説明義務

(主な説明義務内容)

### ✓ 料金などの供給条件

(ガスを供給はいつからか、契約期間はいつからいつまでか、毎月のガス料金はいくらか、どうやって算定するか 等)

### ✓ 設備費の有無

(ガス管の敷設の工事が必要な場合、消費者が負担する費用はいくらか、その支払い方法どうなるか)

### ✓ 解約時の解約金等

(契約期間内の解約の制約はあるか、設備費・消費機器のリースなど含め、解約手数料などは発生するか 等)

# ガスの販売契約を結ぶ際に消費者が注意すべきこと

- ガスを販売する「ガス小売事業者」は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対しガス料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。
- また、契約締結後は、そうした契約内容について記載した書面を消費者に交付することも同じく法律上義務付けられている。

## 消費者が注意すべきポイント

- ✓ ガス小売事業者の社名や連絡先
- ✓ いつからガスを供給するのか？
- ✓ 契約期間はいつからいつまでか？
- ✓ 契約期間満了後の契約更改手続きはどのようになるのか？
- ✓ 毎月のガス料金はいくらか？ どうやって算定するのか？
- ✓ 通常の手続きに加え、ガス管の敷設の工事が必要な場合、消費者が負担する費用はいくらか？  
その支払い方法はどうなるのか？（機器設置等の工事が必要な場合についても注意が必要）
- ✓ ガス料金の割引がある場合には、それはいくらか？ 割引の対象期間はいつまでか？
- ✓ 契約期間内に解約する場合の制約はあるのか？
- ✓ 契約を解約する場合、設備費や消費機器のリースなども含め、解約手数料などは発生しないのか？  
発生する場合にはいくらになるのか？ など

# 都市ガスの小売全面自由化に関するQ & A ①

「小売事業者を切り替えたい時は誰に連絡すれば良いのでしょうか？」

➡ 原則として、新たに契約しようとしている小売事業者に連絡して下さい。ただし、オール電化の方やLPガスをお使いの方は、切替え前の事業者にも連絡をする必要があります。

「小売事業者を切り替える時に必要な個人情報などはあるのでしょうか？」

➡ ①契約者の氏名、②現在契約を結んでいるガス会社（＝切り替える前の購入先）の名称、③お客様番号、④供給地点特定番号（メーター番号）、⑤切替え希望日、が必要になります。

「本年4月までに何も手続きをしなかった場合、ガスの供給はどうなってしまうのでしょうか？」

➡ これまでどおり一般ガス事業者（都市ガス会社）や簡易ガス事業者からガスの供給を受けることになります。

「オール電化やLPガスの利用者が都市ガスに切り替えられるのでしょうか？」

➡ 切替えは可能です。ただし、利用場所（の近傍）までガス導管が敷設されている場合に限られます。また、都市ガス用の配管や器具への取替えが必要な場合があります。

「都市ガスの利用者はLPガスに切り替えられるのでしょうか？」

➡ 切替えは可能です。ただし、集合住宅の場合、個々の入居者単位では切り替えられないこともあります。また、LPガス用の器具への取替え等が必要な場合があります。

## 都市ガスの小売全面自由化に関するQ & A ②

「私の住んでる地域でガスを買うことができる小売事業者を教えてください。」

➡ **資源エネルギー庁HPに登録事業者一覧を掲載しているのでご確認ください。**  
(インターネット閲覧環境にない場合、相談窓口ホットライン03-3501-3506まで)

「ガスの自由化は新規参入が少なくて選べないのではないのでしょうか？」

➡ **ガスは、電力と比較して、新規参入者の数が少ない状況ですが、参入のない地域でも、既存の事業者の自由料金メニューやLPガスへの切替えが可能です。また、オール電化に切り替えることも可能です。**

「マンションや集合住宅に住んでいる人もガスの購入先を選べるようになるのでしょうか？」

➡ **集合住宅にお住まいの方も、現在都市ガスの供給を受けている場合には、新規参入する小売事業者やLPガス販売事業者からのガスの購入が可能です。また、既存の事業者の自由メニューからの選択も可能です。ただし、LPガスへの切り替えに当たり、配管工事などを伴い、コミュニティ単位での意思決定が必要になることから、管理会社を始め、コミュニティ内でご相談下さい。なお、現在簡易ガスの供給を受けている場合も同様です。**

「小売料金規制の経過措置がないとガス料金が上がってしまうのではないのでしょうか？」

➡ **他のガス事業者や燃料事業者と適正な競争関係にあるガス事業者については経過措置の対象から外しますが、消費者利益を保護すべく、きちんと事後監視を行います。**



## 都市ガスの小売全面自由化に関するQ & A ③

「地域のガス事業者の小売料金規制の経過措置がかかるか否かはどこで確認できるのでしょうか？」

➡ 今後、経済産業省や各地方経済産業局のホームページ等に掲載予定です。  
また、経過措置が解除されるガス事業者には、本年4月までに、既に契約している消費者に対して、自由化後の供給条件の説明・書面交付をすることが法律上義務付けられています。

「クーリング・オフはできるようになるのでしょうか？」

➡ 本年4月以降のガスの供給について、同年3月31日以前に訪問販売や電話勧誘販売で供給契約を締結した場合、クーリング・オフの対象になります。  
(本年4月以降の契約締結分についても対象とする方向で検討中)

「クーリング・オフ制度」とは？

…「クーリング・オフ」とは、契約した後、頭を冷やして(Cooling Off)冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間（訪問販売・電話勧誘販売については8日間）であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことをいいます。

「新しい小売事業者からガスを買うと、保安面への影響があるのでしょうか？」

➡ 消費者の所有する内管を含めたガス工作物の保安や、ガスの事故等に際し現場に部隊を出勤させ被害拡大を防ぐ緊急時対応は、一般ガス導管事業者が担うこととなります。  
また、消費機器（ガスコンロ、ガス給湯器等）の調査や危険発生防止の周知等は、ガス小売事業者が担うこととなります。  
その上で、ガス事業者間において保安に関し連携・協力する義務が法律上定められており、具体的な連携ルール等が整備されています。

## (参考) 騙されないで！電力・ガス小売自由化に関する嘘

嘘1 ; 契約した会社が倒産したらただちに電気・ガスの供給は止まってしまいますよ

嘘2 ; 規模の小さい会社と契約すると電気・ガスの供給が不安定になりますよ

嘘3 ; スマートメーターに取り替えると費用がかかりますよ

嘘4 ; 平成29年4月までに何もしないと、ガスは止まってしまいますよ

もし、こんな勧誘があったらすぐに、電力・ガス取引監視等委員会へ！！

**「経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口」**

**電話 : 03-3501-5725 (直通) (平日 9:30-12:00、13:00-18:30)**

**メール : [dentorii@meti.go.jp](mailto:dentorii@meti.go.jp)**